別紙1

飯田市景観計画の変更について (太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて)

飯田市域における太陽光発電施設の設置に当たり、一定規模以上のものについて景観法に基づ く届出を必要とすることとし、当該施設の設置に係るそれぞれの地域区分に応じ、景観に配慮す る景観育成基準を設けるものです。

## 1 変更計画

## (1) 普通地域における行為の基準

景観計画別表 1 「普通地域における行為の基準(屋外広告物を除く)」の「1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更」の「ウ. 形態意匠」に次のとおり「(コ) 太陽光発電施設」を追加します。

	世以」で足加しより。						
	行 為 の 基 準	中心市街地	沿道地域	周辺市街地	都市の田園	田園地域	山地・高原
ウ. 形態意匠	(ア) ~ (ケ) (略)						
	(コ)太陽光発電施設 ・ 太陽電池モジュールを屋根(壁)材として使用又は屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努めること。	•	•	•	•	•	•
	・ 太陽電池モジュールを屋根(壁)材として使用又は建築物等に設置する場合のパネルの色彩は、周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努めること。	•	•	•	•	•	•
	<ul> <li>パワーコンディショナー等の室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるよう努めること。また、建築物等本体や周辺の景観に調和するよう木製格子、ルーバー等の設置、植栽等により修景を工夫すること。</li> </ul>	•	•	•	•	•	•
	<ul> <li>太陽電池モジュール、金属版、附属施設の取付け金物、等の光沢のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするよう、周辺の景観に調和するよう配慮すること。</li> </ul>	•	•	•	•	•	•
	・ 太陽電池モジュールを支持する架台等は、経 年変化により景観上の支障が生じない材料が使 用されたものであること。	•	•	•	•	•	•

行 為 の 基 準	中心市街地	沿道地域	周辺市街地	都市の田園	田園地域	山地・高原
・ 一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設の高さ(太陽電池モジュール部分の下端を地盤面として、当該地盤面から上端(連続して設置する場合にあっては、連続する太陽電池モジュールのうち、最下部に位置するものの下端を地盤面として、その地盤面から最上部に位置するものの上端)までの高さ。以下この(コ)において同じ。)の最高限度は、31メートルとすること。ただし、都市計画決定されたもの、又は良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれがないもの若しくは公益上やむを得ないものについては、この限りでない。 ・ 一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設の高さの最高限度は20メートルとすること。ただし、都市計画決定されたもの、又は良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれがないもの若しくは公益上やむを得ないものについては、この限りでない。 ・ 一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設の高さの最高限度を15メートルとすること。ただし、良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれがないもの又は公益上やむを得ないものについては、この限りでない。		•	•	•	•	•

## (1) 景観育成特定地区(上郷景観育成特定地区)における行為の基準

景観計画別表 4 の 2 「景観育成特定地区における行為の基準(屋外広告物を除く)」の「建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更」の「ウ. 形態意匠」に次のとおり「(コ) 太陽光発電施設」を追加します。

	行 為 の 基 準	国道153号沿道	周辺市街地	飯島飯田線沿道	農免道路沿道	都市の田園
ウ. 形態意匠	(ア)~(ケ)(略)					
	<ul> <li>(コ)太陽光発電施設</li> <li>・ 太陽電池モジュールを屋根(壁)材として使用又は屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努めること。</li> <li>・ 太陽電池モジュールを屋根(壁)材として使用又は建築物等に設置する場合のパネルの色彩は、周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとする</li> </ul>	•	•	•	•	•
	よう努めること。 ・ パワーコンディショナー等の室外に設ける設備は、 公共空間から目立たない位置に設けるよう努めるこ と。また、建築物等本体や周辺の景観に調和するよ う木製格子、ルーバー等の設置、植栽等により修景 を工夫すること。	•	•	•	•	•
	<ul><li>・ 太陽電池モジュール、金属版、附属施設の取付け金物、等の光沢のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするよう、周辺の景観に調和するよう配慮すること。</li></ul>	•	•	•	•	•
	<ul><li>太陽電池モジュールを支持する架台等は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものであること。</li></ul>	•	•	•	•	•
	・ 一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設の高さ(太陽電池モジュール部分の下端を地盤面として、当該地盤面から上端(連続して設置する場合にあっては、連続する太陽電池モジュールのうち、最下部に位置するものの下端を地盤面として、その地盤面から最上部に位置するものの上端)までの高さ。)の最高限度は、15メートルとすること。ただし、都市計画決定されたもの、又は良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれがないもの若しくは公益上やむを得ないものについては、この限りでない。		•	•	•	•